

奈良県立大学Microsoft365利用業務

入札説明書

令和6年9月

公立大学法人奈良県立大学

入札説明書

入札公告に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

入札に参加する者は、下記の事項を熟知のうえ、入札しなければなりません。この場合において、当該入札説明書等に疑義のある場合は、下記7の（1）に掲げる者の説明を求めることができます。

1. 公告日

令和6年9月18日（水）

2. 競争入札に付する事項等

（1） 業務名

奈良県立大学Microsoft365利用業務

（2） 業務概要

「奈良県立大学Microsoft365利用業務 仕様書」のとおり

（3） 契約期間

令和6年11月1日（金）から令和7年10月31日（金）まで

（4） 業務場所

奈良県立大学（奈良市船橋町10番地）

（5） その他

詳細については、「奈良県立大学 Microsoft365 利用業務 仕様書」のとおりとします。

3. 競争入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる（1）から（5）までのすべてに該当する者が、この入札に参加することができます。

- （1） 公立大学法人奈良県立大学契約規則第2条第1項及び第2項の規定のいずれにも該当しない者であること。
- （2） 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の期間中でない者であること。
- （3） 奈良県における物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成7年12月奈良県告示第425号）による競争入札参加資格者で、営業種目G1電気設備機器に登録をしている者であること。
- （4） 過去2年間に国、独立行政法人、地方公共団体又は地方独立行政法人との間で本業務と種類及び規模を同程度以上とする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した者であること。（履行中の契約も含む。）

- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

4. 入札参加資格の確認

入札に参加を希望する者は、以下のアからイに定める書類（以下、「入札参加資格確認申請書類」という。）を提出し、入札参加資格の確認を受けなければなりません。

ア 入札参加資格確認申請書兼誓約書（様式1）

イ 契約履行実績報告書（様式2）

上記「3. 競争入札に参加する者に必要な資格」の（4）を満たすことを証明する書類として契約履行実績報告書を提出してください。履行実績を証明する書類として、契約書の写し（契約相手方による契約を証する書類でも可）の添付が必要です。

<提出期限及び場所等>

・提出期限：令和6年9月30日（月） 17：00まで

・場 所：下記7（1）に示す場所

・調整期日：令和6年10月4日（金） 12：00まで

（提出期限までに必要書類を提出し、確認事項等の指示がある場合は調整期日までに再提出してください。）

<提出方法及び部数>

・方 法：郵送

提出は書留郵便（簡易書留可）とし、上記の提出期限までに必着のこと。また、封筒に「奈良県立大学Microsoft365利用業務に係る入札参加資格確認申請書類在中」と朱書きしてください。

・部 数：各1部

<その他>

・作成及び提出にかかる費用は申請者の負担とします。

・提出された入札参加資格確認申請書類は入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しません。

・提出された入札参加資格確認申請書類は返却しません。

5. 入札参加資格確認審査結果の通知

入札参加資格確認申請書類を提出した者のうち、資格が確認できた者に対しては入札参加資格がある旨を、資格が確認できなかった者に対しては入札参加資格がない旨及びその理由を、令和6年10月8日（火）までに郵送で書面により通知します。

6. 入札方法

(1) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（ただし、当該金額に1円未満の端数があるときは、そ

の端数金額を切り捨てた金額とします。)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

- (2) 入札者は、所定の入札書(様式A)を作成し、封をした上、送付してください。記載については別紙入札書記載例のとおりです。
- (3) 入札者は、その提出した入札書を引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。
- (4) 初度の入札において、無効な入札をした場合は、再度入札に参加することができません。

7. 入札説明書の交付場所等

- (1) 契約条項を示す場所、契約を担当する部課等の名称及び問い合わせ先

〒630-8258 奈良市船橋町10番地

奈良県立大学事務局総務課

電話：0742-22-4978 メール：general@narapu.ac.jp

- (2) 入札説明書の交付方法等

- ① 交付方法

公立大学法人の奈良県立大学のホームページからのダウンロード

https://www.narapu.ac.jp/category_list.php?frmCd=6-0-0-0

- ② 交付期間

令和6年9月18日(水)から令和6年9月30日(月)まで

- (3) 郵便による入札

ア 入札書は、書留郵便で送付し、令和6年10月11日(金)17:00までに到着するようにしてください。予定価格の制限の範囲内の価格の入札がない場合は、直ちに再度(2回目)の入札を行う場合がありますので、初度(1回目)入札に係る入札書と再度(2回目)入札に係る入札書を提出してください。

イ 初度入札に係る入札書と再度入札に係る入札書は、別々に封緘し、封書の表面に「奈良県立大学Microsoft365利用業務に係る入札書(初度入札)」および「奈良県立大学Microsoft365利用業務に係る入札書(再度入札)」とそれぞれ朱書してください。再度入札を辞退する場合は、再度入札辞退届を提出してください。

送付の際には、送付用封筒の表面に「奈良県立大学Microsoft365利用業務に係る入札書在中」と朱書し、初度入札に係る入札書の封書、再度入札に係る入札書の封書または再度入札辞退届を封入して送付してください。

ウ 再度入札を行う事となった際に、初度入札に係る入札書のみ郵送されているときは、再度入札を辞退したものとします。

エ 封緘された入札書が初度又は再度の明記の区別なく郵送されたとき、又はそれぞ

れの入札書が1通に封緘されて郵送されたときは、同一入札者がなした2以上の入札に該当するものとし、無効の扱いとなります。なお、初度入札で落札者が決定し、郵送された再度入札に係る入札書が不用となった場合は返送します。

(4) 入札の場所等

- ① 場所 奈良県立大学 地域交流棟1階 協働サロン
- ② 日時 令和6年10月15日(火) 10:00

8. 補足

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とします。

(2) 入札保証金

免除します。

(3) 契約保証金

契約の相手方は、契約期間で発生する金額総額の100分の10に相当する額の契約保証金を納付するものとします。ただし公立大学法人奈良県立大学契約規則第22条第2項の規定に該当する場合は、免除します。

9. 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) この入札説明書で示した競争入札に参加する資格のない者のした入札
- (2) 入札書に記名押印(代理人による入札の場合、代理人の記名押印)を欠く入札
- (3) 入札書の重要な文字の誤脱等により必要な事項を確認できない入札
- (4) 同一入札者がなした同一事項についての2以上の入札
- (5) 入札に際して公正な入札の執行を害する行為をなした者の入札
- (6) 入札書記載の価格を加除訂正した入札
- (7) その他、入札に関する条件に違反した入札

10. 落札者の決定方法等

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がない場合は、直ちに再度(2回目)の入札を行う場合があります。
- (2) 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上ある場合は、直ちに「くじ」で決定します。その場合は、入札執行事務に関係のない職員に「くじ」を引かせてこれを行います。
- (3) 落札者となるべき者が、他の入札書に記載された価格よりも異常に低い価格をもって入札したときは、当該入札者が参加の条件を満たし、かつ、契約の条件を確実に履行できるかを照会するために、当該落札者の決定を保留にする場合があります。

- (4) 再度（2回目）の入札においても予定価格の制限の範囲内の価格の入札がない場合は、2回の入札を通じて最低の価格をもって有効な入札を行った者と随意契約を行う場合があります。

11. 契約書作成の要否等

- (1) 契約書を作成することを要します。契約書作成に要する費用については落札者による負担とします。
- (2) 落札者は、遅滞なく契約を締結するものとします。
- (3) 落札者は、契約締結時に金額内訳明細書の提出を要します。

12. 契約の不締結

落札決定後、契約締結までの間に、落札者について次のいずれかに該当する事由があると認められるときは、契約を締結しないものとします。

- (1) 落札者の役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含みます。）、支配人及び支店又は営業所（常時契約に関する業務を行う事務所をいいます。以下同じ。）の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいいます。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」といいます。）第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。以下同じ。）であると認められるとき。
- (2) 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいいます。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 落札者の役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。
- (4) 落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) (3)及び(4)に掲げる場合のほか、落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) この契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方が(1)から(5)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (7) この契約に係る下請契約等に当たって、(1)から(5)までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（(6)に該当する場合を除きます。）において、大学が当該購入契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。

13. 契約の解除

契約締結後、契約者について12の(1)から(7)までのいずれかに該当する事由があると認められるとき又はこの契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を大学に報告せず、若しくは警察に届け出なかったと認められるときは、契約を解除することがあります。この場合は、契約者は、損害賠償金を納付しなければなりません。なお、12の(1)、(3)、(4)及び(5)中「落札者」とあるのは、「契約者」と読み替えるものとします。

14. 落札者が契約を締結しないとき

落札者が契約を締結しないときは、落札者以外で予定価格の範囲内で入札した者のうち、低い価格で入札した者から順次、契約締結の協議を行います。

15. 入札に関する質問

所定の質問票(様式B)に必要な事項を記入し、次に示す連絡先にE-mailで送信してください。

奈良県立大学事務局総務課

メール general@narapu.ac.jp

送信後は7(1)に示す先へ電話で送信の確認を行ってください。質問受付期間は、令和6年9月24日(火)12:00までとします。回答については、令和6年9月26日(木)までに公立大学法人奈良県立大学のホームページに掲載します。

16. その他

- (1) 契約者は、当該契約によって知り得た秘密を漏らしてはなりません。また、他の目的に使用してはなりません。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とします。
- (2) 契約者は、本契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならないものとします。ただし、予め書面による大学の承認を受けた場合はこの限りではありません。